

有田川町児童育成支援拠点事業運営業務 プロポーザル募集要領

1 概要

(1) 業務名

有田川町児童育成支援拠点事業運営業務

(2) 事業目的

本事業は、養育環境等に課題を抱える児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「有田川町児童育成支援拠点事業運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで

(5) 委託上限額（消費税込み）

基本分（週 3 日型）	7,519,000 円
専門職員配置加算	803,000 円
送迎加算	169,000 円
開設準備経費加算	1,449,000 円

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は次に掲げる要件を全て満たしている法人とする。

- (1) 児童福祉事業又はそれに類する事業を 2 年以上実施している業務実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 有田川町の競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 有田川町暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 22 日条例第 13 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。ばた暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (6) 国税、和歌山県税、法人が所在する市町村税を滞納していないこと。
- (7) 事業者の選考に当たって、本庁が設置する等業務に係る選定委員会の委員が経営又は運営に直接関与していないこと。

3 スケジュール

募集要領の公表	令和7年4月11日（金）
質問の受付	令和7年4月21日（月）から 令和7年4月25日（金）午後5時まで
質問の回答	令和7年5月2日（金）
企画提案書提出期限	令和7年5月16日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和7年5月下旬予定
選定結果通知	令和7年6月上旬予定
契約締結	令和7年6月下旬予定

4 応募手続き等に関する事項

(1) 質問・回答

質問は「質問票」（様式3）に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。

提出先 健康推進課健康推進班 n.kenko@town.aridagawa.lg.jp

参加者全員に電子メールにより回答します。

(2) 応募書類の提出

ア提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 業務実績書（様式2）
- ③ 企画提案書（様式4）
提案内容（任意様式）
- ④ 参考見積書（任意様式）
- ⑤ 法人の登記事項証明書、法人の概要、定款（任意様式）
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明（未納税額のない証明）

イ提出形式 6部（正本1部、副本5部）

A4判縦、長編綴、横書き、片面とする。

ウ提出期限 令和7年5月16日（金） 午後5時まで（必着）

エ提出方法 持参又は郵送（簡易書留）

※持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日及び開庁時間外を除く
オその他 応募書類はいかなる場合でも返却しない。
応募書類の作成及び提出等に係る費用は、申込者の負担とする。

5 選定に関する事項

(1) 選定方法

有田川町児童育成支援拠点事業選定委員会において、審査基準に沿って審査する。審査の結果、評価点が最も高い提案者を優先交渉権者に決定する。応募者が1者のみの場合であっても委員会による審査を行い、事業目的を達成できるものと判断したときは優先交渉権者として選定する。

(2) プレゼンテーション

ア日時 令和7年5月下旬、午後を予定。

※日時、場所等の詳細は電話・メールにより提案者に連絡する。

イ発表時間等 40分程度（30分以内の発表後、10分程度の質疑応答時間を設ける）

ウ資料 提出した応募書類により行う、追加資料は認めない。

エその他 プレゼンテーションへの参加人数は3人までとする。

(3) 審査基準

項 目	審 査 項 目	配点
業務実績	事業者の業務実績	10
事業内容	業務理解度、提案内容の魅力、有益性	30
実現性	具体的な提案	10
職員体制	管理者、支援員の経験、専門職員	20
開所状況	実施場所、開所日数、開所時間	10
職員研修	研修方針	10
価格	見積金額及び妥当性	10

(4) 選定結果の通知

選定結果は決定後速やかにすべての参加者に通知する。なお、審査内容、選定結果に対する問合せや異議申し立ては受け付けない。

6 契約

選定された優先交渉権者と本町が、提案書の内容を基本として詳細を協議する。契約内容、仕様及び契約金額については、協議の結果、提案書の内容と変更が生じることがある。

7 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出、プレゼンテーションに関する費用等）は参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにかかる情報公開請求があった場合は、有田川町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (3) 応募書類提出後に参加を取り下げる場合は、速やかに下記まで連絡するとともに、文書で有田川町長あてに通知すること（任意様式）。

8 問い合わせ先

有田川町健康推進課

住所 〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町中井原1 3 6 番地2

電話 0737-22-4503

Email n.kenko@town.aridagawa.lg.jp